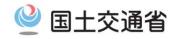
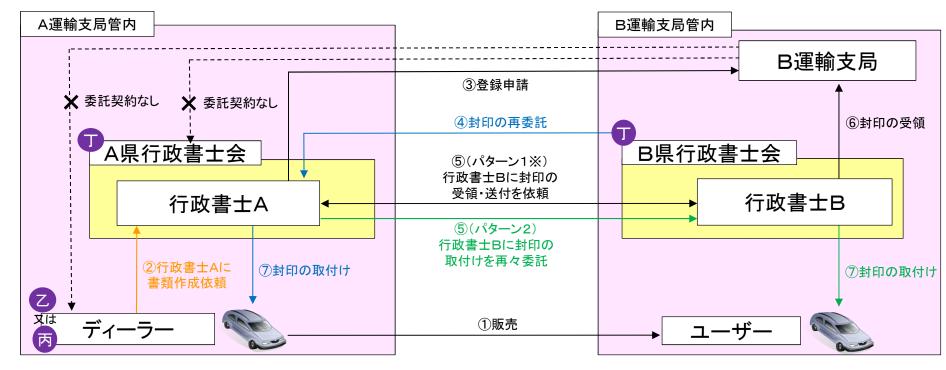
## OSS申請の普及促進に係る封印取付け委託要領の改正

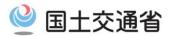


	現状	改正案	
1. 完成検査終了証のある自動車	丁種受託者による封印取付けは、予備検査証、保安基 準適合証の提出により新規登録を受ける場合に限定	「完成検査終了証」を追加	
2. ディーラーの販売する自動車	丁種受託者による封印取付けは、「乙種及び丙種の構成 員が販売する自動車」以外の自動車に限定	乙種及び丙種の構成員が販売する自動車であっても、 その名において再委託(又は再々委託)ができない場 合には丁種受託者による封印取付けを可能とする	
3. 行政書士会の再委託	丁種受託者による再委託は、自県行政書士会に所属す る行政書士に限定	他県行政書士会に所属する行政書士への再委託も可 能とする	
4. 行政書士間の再々委託	丁種受託者による再委託は、行政書士会と行政書士との 間に限定	行政書士間による再々委託を可能とする	

※ 封印の受領・送付については、他の行政書士に依頼することができる旨を明確化する



## 丁種封印の委託範囲等の改正



種	受託者の 事業形態	委託範囲	再委託の範囲	
別			受託者の事業形態	再委託範囲
甲種 ナンバープレートの 交付代行者			日本輸入自動車組合の輸入車ディーラー	・出張予備検査を受けた新車
	全ての手続		・自ら販売する中古自動車	
		丙種以外の指定整備事業者	・変更、移転登録(乙種及び丙種の 販売する自動車を除く)	
			•再交付、交換、再封印	
		自動車登録業務に十分精通した行政書士	・新規・変更・移転登録(乙種及び 丙種の販売する自動車を除く)	
				•再交付、交換、再封印
			優良自動車整備事業者	・変更、移転登録(乙種及び丙種の 販売する 自動車を除く)
				·再交付、交換、再封印
	型式指定車の	・自ら販売する自動車に係る新規登録 ・変更、移転登録	自販連	自ら販売する自動車に係る 新規登録(OSS申請に係るもの)
	新車販売業者	·再交付、交換、再封印	自動車登録業務に十分精通した行政書士	委託範囲に同じ
	各都道府県の	・構成員自ら販売する自動車に係る 新規登録	各都道府県の中古車販売協会の構成員 たる中古車販売業者 東々委託	
	中古車販売協会	•変更、移転登録	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		・再交付、交換、再封印	自動車登録業務に十分精通した行政書士	
離島	市町村	甲種に同じ	なし	
丁種	各都道府県の 行政書士会	<ul><li>新規・変更・移転登録(乙種及び丙種がその名において行政書士に再委託又は再々委託できる場合を除く)②</li><li>再交付、交換、再封印</li></ul>	自動車登録業務に十分精通した行政書士 ③	委託範囲に同じ